

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年6月14日

香川県監査委員 林 獻
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃保健福祉事務所	平成25年4月9日
障害福祉相談所	"
東讃保健福祉事務所	平成25年4月10日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成25年4月11日
保健医療大学	"
精神保健福祉センター	平成25年4月17日
斯道学園	平成25年4月18日
西讃保健福祉事務所	"
食肉衛生検査所	"
生活衛生課	平成25年4月24日
障害福祉課	平成25年5月7日
子育て支援課	"
医務国保課	"
薬務感染症対策課	平成25年5月8日
長寿社会対策課	"
健康福祉総務課	"
川部みどり園	平成25年5月24日

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入事務について

行政財産使用料は、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合は、翌会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要があるが、10月になって収入調定していた。（西讃保健福祉事務

所)

イ 支出事務について

(ア) 会議用のお茶（ペットボトル）を購入する際、物品購入伺で決裁を受けた数量以上に購入していた。

また、残余分が多い場合は購入を控えるなど、経費の削減に努める必要がある。（東讃保健福祉事務所）

(イ) 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会に対する補助金について、履行確認が年度内になされていなかった。

また、額の確定調査が実施されておらず、額の確定通知も出されていなかった。（障害福祉課）

ウ 契約について

(ア) 障害者アート特別啓発事業業務委託について、事業終了後相当期間経過しているが、実績報告書等が提出されておらず、履行確認もできていなかった。（障害福祉課）

(イ) 委託業務に係る執行伺の起案年月日が委託期間の始期よりも後の日付になっているにもかかわらず、委託期間の始期の日付で決裁しているものがあった。（健康福祉総務課）

エ 物品の管理について

(ア) デマンド監視装置について借入品出納保管簿に登記されていなかった。（東讃保健福祉事務所）

(イ) 郵便切手類受払簿について、年の記載、月計、累計、繰越処理、物品出納命令者印及び訂正印がないものがあった。

また、繰越年月日を誤っているものがあった。（子ども女性相談センター）

(ウ) 西部子ども女性相談センターの郵便切手類受払簿について自主検査がされていなかった。（子ども女性相談センター）

(エ) リース車両の借入品出納保管簿を作成する必要がある。

また、リース車両及び借入れたパソコンについて共用責任者の指定簿を作成する必要がある。（子ども女性相談センター）

(オ) 駐車場回数券受払簿に領収書が添付されていないものがあった。（精神保健福祉センター）

(カ) 郵便切手類受払簿について、金額を上書きして修正しているものがあった。また、払出金額が記載されていなかった。（精神保健福祉センター）

(キ) 消防設備の不良箇所の改善は、早急に対応する必要がある。（西讃保健福祉事務所）

(3) 検討指示事項

該当事項なし